

議案第42号

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

老人保健施設たかはらの機能転換等に伴う改正

## 飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「老人保健施設」を「介護医療院」に、「入所 76床」を「Ⅱ型療養床 58床」に改める。

第7条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 2 飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第59号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「老人保健施設」を「介護医療院」に改める。  
（飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部改正）
- 3 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「老人保健施設」を「介護医療院」に改める。

## 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
第1条 略 第2条 略 2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目等及び病床数等は、次のとおりとする。				第1条 略 第2条 略 2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目等及び病床数等は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科目等	病床数等	名称	位置	診療科目等	病床数等
国民健康保険 飛騨市民病院	飛騨市神岡町 東町725番地	(1) 内科 (2) 呼吸器内科 (3) 循環器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病内科 (6) 外科 (7) 心臓血管外科 (8) 整形外科 (9) 脳神経外科 (10) 小児科 (11) 皮膚科 (12) 泌尿器科 (13) 婦人科 (14) 眼科 (15) 耳鼻いんこう科	一般病床 58床 療養病床 33床	国民健康保険 飛騨市民病院	飛騨市神岡町 東町725番地	(1) 内科 (2) 呼吸器内科 (3) 循環器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病内科 (6) 外科 (7) 心臓血管外科 (8) 整形外科 (9) 脳神経外科 (10) 小児科 (11) 皮膚科 (12) 泌尿器科 (13) 婦人科 (14) 眼科 (15) 耳鼻いんこう科	一般病床 58床 療養病床 33床
老人保健施設 たかはら	飛騨市神岡町 殿1081番地19		入所 76床	介護医療院 たかはら	飛騨市神岡町 殿1081番地19		II型療養床 58 床
第3条～第6条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項___の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。				第3条～第6条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。			
以下 略				以下 略			

## 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行		改正案																					
第1条～第5条 略 (夜間看護等手当) 第6条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 病院、 <u>老人保健施設</u> の病棟に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師又は市長がこれらに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(「午後10時から翌日の午前5時までの間」をいう。)において行われる看護等の業務に従事したとき。 (2) 病院、 <u>老人保健施設</u> の病棟に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定めるものが正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。 2 国民健康保険飛騨市民病院における2交代勤務以外の勤務の者の夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、次の表の区分ごとに掲げる金額を超えない範囲で市長が定める。		第1条～第5条 略 (夜間看護等手当) 第6条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 病院、 <u>介護医療院</u> の病棟に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師又は市長がこれらに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(「午後10時から翌日の午前5時までの間」をいう。)において行われる看護等の業務に従事したとき。 (2) 病院、 <u>介護医療院</u> の病棟に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定めるものが正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。 2 国民健康保険飛騨市民病院における2交代勤務以外の勤務の者の夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、次の表の区分ごとに掲げる金額を超えない範囲で市長が定める。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2交代勤務以外の者</td> <td>深夜の勤務時間2時間未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>深夜の勤務時間2時間以上4時間未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>深夜の勤務時間4時間以上</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	2交代勤務以外の者	深夜の勤務時間2時間未満	2,000円	深夜の勤務時間2時間以上4時間未満	4,000円	深夜の勤務時間4時間以上	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2交代勤務以外の者</td> <td>深夜の勤務時間2時間未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>深夜の勤務時間2時間以上4時間未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>深夜の勤務時間4時間以上</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	2交代勤務以外の者	深夜の勤務時間2時間未満	2,000円	深夜の勤務時間2時間以上4時間未満	4,000円	深夜の勤務時間4時間以上	5,000円
区分		金額																					
2交代勤務以外の者	深夜の勤務時間2時間未満	2,000円																					
	深夜の勤務時間2時間以上4時間未満	4,000円																					
	深夜の勤務時間4時間以上	5,000円																					
区分		金額																					
2交代勤務以外の者	深夜の勤務時間2時間未満	2,000円																					
	深夜の勤務時間2時間以上4時間未満	4,000円																					
	深夜の勤務時間4時間以上	5,000円																					
3 国民健康保険飛騨市民病院における2交代勤務の者及び <u>老人保健施設</u> たかはらにおける夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる金額を超えない範囲で市長が定める。 (1) 看護師及び准看護師 6,800円 (2) 看護補助者 5,000円  以下 略		3 国民健康保険飛騨市民病院における2交代勤務の者及び <u>介護医療院</u> たかはらにおける夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる金額を超えない範囲で市長が定める。 (1) 看護師及び准看護師 6,800円 (2) 看護補助者 5,000円  以下 略																					

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例新旧対照表（傍線部分は改正部分）

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第138号）及び飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第140号）の規定により設置する病院、<u>老人保健施設</u>及び診療所（以下「病院等」という。）において、徴収する使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第138号）及び飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第140号）の規定により設置する病院、<u>介護医療院</u>及び診療所（以下「病院等」という。）において、徴収する使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

老人保健施設たかはらの機能転換等に伴う改正

### 2 改正の内容

#### (1) 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 飛騨市国民健康保険病院事業の施設である老人保健施設たかはらについて  
介護医療院に機能転換し、入所定員を58床に改めるもの。 （第2条関係）

イ 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され条項ずれが生じることに伴い、当該条項の引用箇所を改正するもの。 （第7条関係）

#### (2) 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

「老人保健施設」を「介護医療院」に改めるもの。 （第6条関係）

#### (3) 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部改正

「老人保健施設」を「介護医療院」に改めるもの。 （第1条関係）

### 3 施行日 令和2年4月1日